

○大阪狭山市民間保育所等運営費補助金交付要綱

昭和56年4月1日

要綱第5号

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等が市内に設置する民間保育所等の運営費について、市がその一部を補助することにより、小学校就学前の子どもに関する教育、保育等の充実及び職員の処遇改善を促進し、もって民間保育所等の円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人等 社会福祉法人又は学校法人（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第3項に規定する幼保連携施設であつて、大阪府知事の認定を受けた施設（以下「幼保連携施設」という。）を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人であつて、当該保育所の運営を行う学校法人に限る。）
- (2) 民間保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づき設置される同法第39条第1項に規定する保育所（幼保連携施設を構成する保育所及び保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）に基づき設置する保育所分園を含む。）

(補助の要件)

第3条 この補助は、社会福祉法人等が設置し運営する民間保育所等のうち、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第103号）その他関係法令の定めるところにより施設及び運営が適正であると認める民間保育所等に対して行うものとする。

(補助の種別等)

第4条 この補助の種別並びに補助の種別ごとの要件、補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大阪狭山市民間保育所等運営費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、を毎年度市長が定める日までに提出しなければならない。

(1) 理由書

(2) 民間保育所等の運営に関する計画書及びこれに伴う収支予算書

(3) 財産目録及び貸借対照表

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に基づく申請があつたときは、その内容を審査し補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定する。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、経費の使用方法、その他補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助金交付の決定通知)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、第6条の規定により補助決定を受けた民間保育所等に対して交付するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を受けようとする申請者は、指定する期日までに大阪狭山市民間保育所等運営費補助金交付請求書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更)

第9条 申請者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、大阪狭山市民間保育所等運営費補助金交付変更申請書（様式第3号）により市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、大阪狭山市民間保育所等運営費補助事業実績報告書（様式第4号）に収支決算書及び市長が必要と認める書類を添えて翌年度4月30日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） この要綱の規定に違反したとき。
- （2） 補助金の交付決定通知書に付した条件に違反したとき。
- （3） 申請書その他報告書類に虚偽の記載をしたとき。
- （4） 補助効果が認められなかつたとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

（補助金の経理及び実地検査）

第12条 市長は、補助金交付の適正かつ効率的な実施を期するため必要と認めるときは、補助金に係る経理状況について申請者に報告させ、又は関係職員に実地に検査をさせることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、昭和56年4月1日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。
（令和2年度における対象者及び対象施設に係る特例）
- 2 令和2年度における補助金の対象者及び対象施設については、令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（令和2年度補正予算分）分）の国庫補助について（令和2年5月14日厚生労働省発子0514第1号厚生労働事務次官通知）の別紙に定める令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（令和2年度補正予算分）分）交付要綱3①に掲げる事業及び令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）の交付について（令和2年6月30日厚生労働省発子0630第2号厚生労働事務次官通知）の別紙に定める令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）

交付要綱別表に掲げる新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業に限り、第3条中「社会福祉法人等」とあるのは「社会福祉法人等及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者」と、「運営する民間保育所等」とあるのは「運営する民間保育所等及び認可外保育施設（大阪狭山市認可外保育施設指導監督要綱（平成22年大阪狭山市要綱第34号）第2条第1号に規定する認可外保育施設をいう。以下同じ。））」と、「認める民間保育所等」とあるのは「認める民間保育所等及び認可外保育施設」とする。

（令和4年度における対象者及び対象施設に係る特例）

3 令和4年度における補助金の対象者及び対象施設については、次に掲げる事業に限り、第3条中「社会福祉法人等」とあるのは「社会福祉法人等及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者」と、「運営する民間保育所等」とあるのは「運営する民間保育所等及び認可外保育施設（大阪狭山市認可外保育施設指導監督要綱（平成22年大阪狭山市要綱第34号）第2条第1号に規定する認可外保育施設をいう。以下同じ。））」と、「認める民間保育所等」とあるのは「認める民間保育所等及び認可外保育施設」とする。

（1） 令和4年度（令和3年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和3年度補正予算分）分）交付要綱（令和4年度（令和3年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和3年度補正予算分）分）の国庫補助について（令和4年7月14日厚生労働省発子0714第3号厚生労働事務次官通知）別紙）3（2）に掲げる事業

（2） 子ども・子育て支援交付金交付要綱（子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙）別紙に定める新型コロナウイルス感染症対策支援事業

（3） 令和4年度（令和3年度からの繰越分）保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱（令和4年度（令和3年度からの繰越分）保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について（令和4年4月19日府子本第581号内閣総理大臣通知）別紙）（別表）に掲げる保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業（令和4年

9月末日までに実施したものに限る。)

(4) その他市長が必要と認める事業

附 則 (昭和58年4月1日要綱第11号)

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年12月26日要綱第18号)

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年9月30日要綱第20号)

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則 (昭和63年4月1日要綱第8号)

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年1月8日要綱第1号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この要綱による改正後の要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則 (平成10年3月31日要綱第25号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月30日要綱第19号)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日要綱第15号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月10日要綱第21号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の大阪狭山市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の大阪狭山市民間保育所運営費補助金交付要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この要綱による改正後の大阪狭山市民間保育所等運営費補助金交付要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（令和2年3月31日要綱第26号）

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の大阪狭山市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年5月8日要綱第35号）

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の大阪狭山市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年7月10日要綱第42号）

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の大阪狭山市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日要綱第34号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日要綱第30号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱の規定による改正前の関係要綱の様式の規定に基づき作成した用紙は、この要綱の規定による改正後の関係要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

附 則（令和4年7月6日要綱第47号）

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の大阪狭山市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助の種別	補助要件	補助対象経費	補助額算定基準
-------	------	--------	---------

① 給食充実 費補助	完全給食を実施し、給食内容の充実に努めていること。	給食内容の充実を図るための材料費	予算の範囲内において決定する。
② 加配保育 士人件費 補助	保育士の処遇向上に努めていること。	保育士の年次有給休暇等の取得による代替要員として、市が認定した保育士数を常時加配するための人件費	市の保育教諭（通常勤務）（大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年大阪狭山市規則第16号）別表第1に規定する保育教諭（通常勤務）をいう。以下同じ。）の人件費の1時間当たりの額に9時間（1日当たり）を乗じて得た額とする。
③ 保育体制 強化事業 費補助	保育人材確保事業の実施について（平成29年4月17日付け雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添6に定める保育体制強化事業実施要綱のうち、保育支援者の配	保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知）の別紙に定める保育対策総合支援事業費補助金交付要	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の別表のうち、保育体制強化事業の保育支援者の配置の基準額

	置を実施している」と認められること。	綱（以下「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」という。）の別表のうち、保育体制強化事業の対象経費	
④ 機能活用推進事業費補助	施設の機能を生かした地域交流事業及び小学校就学前の子どもに関する教育、保育等の向上に努めていること。	地域交流及び入所児童の処遇向上に要する経費	予算の範囲内において決定する。
⑤ 施設運営調整費補助	施設の運営、資質の向上に努めていること。	施設の運営の充実を図るための教材、教具、修繕、その他の経費	予算の範囲内において決定する。
⑥ 障がい児保育対策費補助	市が認定した障がい児を保育していること。	障がい児保育に要する保育士の人件費	市の保育教諭（通常勤務）の標準年間人件費の額に1人を乗じて得た額を限度とする。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

(あて先)大阪狭山市長

所在地
法人名
代表者氏名

大阪狭山市民間保育所等運営費補助金交付申請書

標記の補助金を下記のとおり受けたいので、大阪狭山市民間保育所等運営費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 円
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

(あて先)大阪狭山市長

所在地
法人名
代表者氏名

印

大阪狭山市民間保育所等運営費補助金交付請求書

大阪狭山市民間保育所運営費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 円

ただし、年 月 日付大狭第 号に基づく補助金(月分)

交 付 決 定 額		¥
内	既 受 領 額	¥
	今 回 請 求 額	¥
訳	残 額	¥

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

(あて先)大阪狭山市長

所在地
法人名
代表者氏名

大阪狭山市民間保育所等運営費補助金交付変更申請書

年 月 日付大狭第 号で決定通知を受けた大阪狭山市民間保育所等運営費補助金に係る事業計画を下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 事業計画変更の理由
- 2 事業変更及び変更経費の内容

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

(あて先)大阪狭山市長

所在地

法人名

代表者氏名

大阪狭山市民間保育所等運営費補助金事業実績報告書

大阪狭山市民間保育所等運営費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績報告書 別紙のとおり
- 2 歳入歳出決算書 別紙のとおり

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第10条関係)